

給実甲第1349号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第660号の一部改正について（通知）

給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

なお、この通知の施行に伴う経過措置については、次に定めるところによってください。

一 この通知による改正後の規定の適用については、当該規定に規定する異動等には、この通知の施行の日前に新たに俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含むものとする。

二 次に掲げる職員については、それぞれ次に定める採用をこの通知による改正後の給実甲第660号規則第5条関係第1項第1号に規定する定年前再任用とみなして、同項、同条関係第6項及び規則第8条関係第2項の規定を適用する。

イ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和3年法律第61号）（以下「令和3年改正法」という。）附則第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による採用（令和3年改正法第1条の規定による改正前の国家公務員法（昭和22年法律第120号）（以下「令和5年旧法」という。）第81条の2第1項の規定により退職した日（令和5年旧法第81条の3又は令和3年改正法附則第3条第5項若しくは第6項の規定により勤務した後

退職した日及び令和5年旧法第81条の4第1項若しくは第81条の5第1項又は令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされた職員又は令和3年改正法附則第4条第2項若しくは第5条第2項の規定による採用(国家公務員法第81条の6第1項の規定により退職した日(同法第81条の7第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した日及び同法第60条の2第1項又は令和3年改正法附則第4条第2項若しくは第5条第2項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)をされた職員 当該令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第5条第1項の規定による採用、当該令和3年改正法附則第4条第2項若しくは第5条第2項の規定による採用又は国家公務員法第60条の2第1項の規定による採用(同法の規定により退職した日の翌日におけるものに限る。)

ロ 令和3年改正法附則第4条第2項又は第5条第2項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に国家公務員法第60条の2第1項の規定による採用をされた職員 当該国家公務員法第60条の2第1項の規定による採用

ハ 「国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院事務総長通知の一部改正について(令和4年2月18日事企法一37)」(以下「令和4年事企法一37」という。)の施行の日前に、令和4年事企法一37第17項の規定による改正前の給実甲第660号規則第5条関係第1項に規定する再任用をされた職員 当該再任用

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」)

という。) でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>給与法第12条の2関係</p> <p>1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第12条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員は、住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（<u>次項において「官署異動等」という。</u>）に際して同居していた配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。</u>）が転居しない職員又はこれに準ずる職員に限られるものとする。</p> <p>2 前項の配偶者が転居しない職員に準ずる職員は、住居の移転を伴う直近の<u>官署異動等</u>に際して同居していた配偶者が転居し</p>	<p>給与法第12条の2関係</p> <p>1 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第12条の2第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員は、住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（<u>以下この項及び次項において「異動等」という。</u>）に際して同居していた配偶者が転居しない職員又はこれに準ずる職員に限られるものとする。</p> <p>2 前項の配偶者が転居しない職員に準ずる職員は、住居の移転を伴う直近の<u>異動等</u>に際して同居していた配偶者が転居した職</p>

た職員のうち次に掲げるものとする。

一 配偶者が住居の移転を伴う直近の官署異動等の直前に在勤していた官署の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下同じ。）内又は直近の官署異動等の直前の住居と同一の市町村（特別区を含むものとする。以下同じ。）内に所在する住宅に転居する職員

二 人事院規則9—89（単身赴任手当）（以下「規則」という。）第2条第3号に掲げる事情があると認められる職員（前号に掲げる職員を除く。）

三 規則第5条関係第4項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号又は第9号に掲げる事情があると認められる職員（この項第1号に掲げ

員のうち次に掲げるものとする。

一 配偶者が住居の移転を伴う直近の異動等の直前に在勤していた官署の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。）内に所在する住宅に転居する職員

（新設）

二 規則第5条関係第4項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号又は第9号に掲げる事情があると認められる職員（前号に掲げる職員を

る職員を除く。)

四 その他前各号に類する事情
があると認められる職員

規則第2条関係

1 規則第2条第4号の「人事院
の定めるこれに準ずる住宅」
は、次に掲げる住宅とする。

一 (略)

二 職員又は配偶者の扶養親族
たる者（給与法第11条第2
項に規定する扶養親族をい
う。）が所有する住宅、所有
権留保契約により購入した住
宅又は譲渡担保のための移転
をしている住宅

2 規則第2条第5号の「前各号
に類する事情」は、次に掲げる
事情とする。

一～五 (略)

六 配偶者が職員又は配偶者の
所有に係る住宅（前項各号に
掲げる住宅を含み、職員がか
つて在勤していた官署（検察
官であった者、給与法第11

除く。)

三 その他前2号に類する事情
があると認められる職員

規則第2条関係

1 人事院規則9—89（単身赴
任手当）（以下「規則」とい
う。）第2条第4号の「人事院
の定めるこれに準ずる住宅」
は、次に掲げる住宅とする。

一 (略)

二 職員又は配偶者の扶養親族
たる者が所有する住宅、所有
権留保契約により購入した住
宅又は譲渡担保のための移転
をしている住宅

2 規則第2条第5号の「前各号
に類する事情」は、次に掲げる
事情とする。

一～五 (略)

六 配偶者が職員又は配偶者の
所有に係る住宅（前項各号に
掲げる住宅を含み、職員がか
つて在勤していた官署（検察
官であった者、給与法第11

条の7第3項に規定する行政
執行法人職員等（以下「行政
執行法人職員等」という。）
であった者又は港湾法（昭和
25年法律第218号）第4
3条の29第1項若しくは民
間資金等の活用による公共施
設等の整備等の促進に関する
法律（平成11年法律第11
7号）第78条第1項に規定
する国派遣職員（以下この号
において「国派遣職員」とい
う。）であった者から人事交
流等により引き続き俸給表の
適用を受ける職員となった者
にあつては、検察官、行政執
行法人職員等又は国派遣職員
としての在職の間の勤務箇所
を含む。以下この号及び次号
において同じ。）の通勤圏内
に所在する住宅又は職員が当
該官署に在勤していた間に居
住していた住宅であつて通勤
圏内に所在しないものに限
る。）を管理するため、当該
住宅に転居すること。ただ

条の7第3項に規定する行政
執行法人職員等（以下「行政
執行法人職員等」という。）
であった者又は港湾法（昭和
25年法律第218号）第4
3条の29第1項若しくは民
間資金等の活用による公共施
設等の整備等の促進に関する
法律（平成11年法律第11
7号）第78条第1項に規定
する国派遣職員（以下「国派
遣職員」という。）であった
者から引き続き俸給表の適用
を受ける職員となった者に
あつては、検察官、行政執行
法人職員等又は国派遣職員と
しての在職の間の勤務箇所を
含む。以下この号及び次号に
おいて同じ。）の通勤圏（規
則第3条関係第1項の規定の
例に準じて算定した当該官署
から住宅までの距離が60キ
ロメートル未満の範囲をい
う。以下この号及び次号にお
いて同じ。）内に所在する住
宅又は職員が当該官署に在勤

し、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

七 職員又は配偶者が住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含む。以下この号において「人事交流等による異動等」という。）の前日までに住宅（職員が当該人事交流等による異動等の直前に在勤していた官署の通勤圏内に所在する住宅に限る。）を購入する契約又は新築する建築工事についての請負契約を締結した場合において、配偶者が当該住宅の管理等を行うため、当該人事

していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものに限る。）を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

七 職員又は配偶者が住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用を含む。以下この号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号において「異動等」という。）の前日までに住宅（職員が当該異動等の直前に在勤していた官署の通勤圏内に所在する住宅に限る。以下この号において同じ。）を購入する契約又は住宅を新築する建築工事についての請負契約を締結した場合において、配偶者が当該住宅

交流等による異動等の直前の住居に引き続き居住すること又は当該人事交流等による異動等の直前に在勤していた官署の通勤圏内若しくは当該人事交流等による異動等の直前の住居と同一の市町村内に所在する住宅に転居すること。

ただし、配偶者以外に当該管理等を行う者がいる場合及び規則第2条第4号に該当する場合を除く。

八 (略)

規則第3条関係

1 (略)

2 規則第3条第2号の「前号に相当する程度に通勤が困難であると認められる」場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 前項に規定する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による通勤が不可能である場合（通勤のため自動車を使用することを常例とする場合であって、住居

の管理等を行うため、当該異動等の直前の住居に引き続き居住すること。ただし、配偶者以外に当該住宅の管理等を行う者がいる場合及び規則第2条第4号に該当する場合を除く。

八 (略)

規則第3条関係

1 (略)

2 規則第3条第2号の「前号に相当する程度に通勤が困難であると認められる」場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 前項に規定する最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による通勤が不可能である場合（通勤のため自動車を使用することを常例とする場合であって、住居

の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（新たに俸給表の適用を受ける職員となった場合の当該適用及び規則第5条第2項第1号に規定する事由発生を含む。以下「異動等」という。）の直前の住居又は配偶者の住居から自動車により通勤するものとした場合の通勤時間が1時間以内となるときを除く。次号において同じ。）

二・三 （略）

3 （略）

規則第4条関係

規則第4条第1項の交通距離の算定は、規則第3条関係第1項の例に準じて行うものとする。ただし、最も経済的かつ合理的と認められる通常交通の経路及び方法の一部が別表に掲げる航空機による経路のいずれかに該当する場合の同条第1項の交通距離は、規則第3条関係第1項の例に準じて算定した距離に200キロメートル

の移転を伴う直近の異動等の直前の住居又は配偶者の住居から自動車により通勤するものとした場合の通勤時間が1時間以内となるときを除く。次号において同じ。）

二・三 （略）

3 （略）

規則第4条関係

規則第4条第1項の交通距離の算定は、規則第3条関係第1項の例に準じて行うものとする。ただし、最も経済的かつ合理的と認められる通常交通の経路及び方法の一部が別表に掲げる航空機による経路のいずれかに該当する場合の同項の交通距離は、規則第3条関係第1項の例に準じて算定した距離に200キロメートル（当該

(当該距離が1500キロメートル以上である場合にあっては、500キロメートル)を加算した距離とする。

規則第5条関係

1 次の各号に掲げる事由が発生した職員については、当該各号に定める勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びにこの規則第5条関係第4項第1号及び第10号の官署と、当該事由を規則第2条関係第2項第7号の人事交流等による異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びにこの規則第5条関係第4項第1号及び第10号の規定を適用する。

一・二 (略)

三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用 (以下この号において「交流採用」という。) をされたこと 当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職

距離が1500キロメートル以上である場合にあっては、500キロメートル)を加算した距離とする。

規則第5条関係

1 次の各号に掲げる事由が発生した職員については、当該各号に定める勤務箇所を規則第2条関係第2項第6号及び第7号の官署と、当該事由を同号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の異動等とみなして、規則第2条関係第2項第6号及び第7号並びに規則第3条関係第2項第1号及び第2号の規定を適用する。

一・二 (略)

三 国と民間企業との間の人事交流に関する法律第2条第4項に規定する交流採用 (以下「交流採用」という。) をされたこと 当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所

期間中の勤務箇所

四 (略)

2・3 (略)

4 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（住居の移転を伴う直近の異動等の直前の住居（当該住居と同一の市町村内に所在する住宅を含む。以下この号において「異動直前住居」という。）又は職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては検察官又は行政執行法人職員等としての在職の間の勤務箇所を含む。以下この号及び第10号

所

四 (略)

2・3 (略)

4 規則第5条第2項第4号、第6号及び第7号に掲げる職員のうち、配偶者のある職員に係る「人事院の定める特別の事情」は、次に掲げる事情とする。

一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員又は配偶者の父母を介護するため、旧勤務地住宅（職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては検察官又は行政執行法人職員等としての在職の間の勤務箇所、定年前再任用をされた職員にあつては当該定年前再任用の直前の職員としての引き続き在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等から職務に復帰した職員、交流採用をされた職員又

において同じ。)の通勤圏内に所在する住宅(異動直前住居を除く。)若しくは職員が当該官署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないもの(異動直前住居を除く。)をいう。以下この項及び次項において同じ。)に転居すること。

二・三 (略)

四 子が住居の移転を伴う直近の異動等の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等

は休職から復職した職員にあつては当該国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所、当該交流採用の直前に雇用されていた民間企業における在職期間中の勤務箇所又は当該休職の期間中の勤務箇所を含む。

以下この号及び第10号において同じ。)の通勤圏(規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。

以下この号及び第10号において同じ。)内に所在する住宅又は職員が当該官署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものをいう。以下同じ。)に転居すること。

二・三 (略)

四 子が住居の移転を伴う直近の官署を異にする異動又は在勤する官署の移転(検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から引き続き

について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。

五～十一 (略)

5 (略)

6 規則第5条第2項第8号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。

- 一 同一官署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務の遂行上住居を移転し、規則第2条に規定するやむを

俸給表の適用を受ける職員となつた場合の当該適用及び定年前再任用をされた場合、国際機関等派遣等から職務に復帰した場合、交流採用をされた場合又は休職から復職した場合の当該定年前再任用、復帰、交流採用又は復職を含む。以下「異動等」という。）の日以後に疾病等を発症し、かつ、当該異動等に伴う転居後の住居に引き続き居住した場合には当該疾病等について適切な治療等を受けることができないと認められるときに、配偶者が当該子を養育するため、転居すること。

五～十一 (略)

5 (略)

6 規則第5条第2項第8号の「人事院の定める職員」は、次に掲げる職員とする。

- 一 同一官署内における異動又は職務内容の変更等（検察官であつた者又は行政執行法人職員等であつた者から人事交

得ない事情（配偶者のない職員にあっては、規則第5条第2項第3号に規定する人事院の定める事情）により、同居していた配偶者等（同項第4号に規定する配偶者等をいう。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務総長が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ・ロ （略）

二 同一官署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務の遂行上住居を移転した

流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者
にあっては当該適用、定年前再任用をされた者にあっては
当該定年前再任用。以下この号及び次号において同じ。）

に伴い、職務の遂行上住居を移転し、規則第2条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあっては、規則第5条第2項第3号に規定する人事院の定める事情）により、同居していた配偶者等（同項第4号に規定する配偶者等をいう。以下同じ。）と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務総長が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ・ロ （略）

二 同一官署内における異動又は職務内容の変更等に伴い、職務の遂行上住居を移転した

後、人事院の定める特別の事情（第4項中「異動等」とあるのを「同一官署内における異動又は職務内容の変更等」と読み替えた場合の同項又は前項に規定する人事院の定める特別の事情をいう。）により、当該異動又は職務内容の変更等の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は職務内容の変更等の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと事務総長が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ・ロ（略）

三 配偶者のある職員で給与法第12条の2第1項又は第3項の単身赴任手当を支給される職員たる要件に該当してい

後、人事院の定める特別の事情（第4項第4号中「官署を異にする異動又は在勤する官署の移転」とあるのを「同一官署内における異動又は職務内容の変更等」と読み替えた場合の同項又は前項に規定する人事院の定める特別の事情をいう。）により、当該異動又は職務内容の変更等の直前に同居していた配偶者等と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は職務内容の変更等の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと事務総長が認めるもののうち、次のいずれかに掲げる職員

イ・ロ（略）

三 配偶者のある職員で給与法第12条の2第1項又は第3項の単身赴任手当を支給される職員たる要件に該当してい

るものが配偶者を欠くこととなった場合において、当該配偶者を欠くこととなった職員のうち、住居の移転を伴う直近の異動等又は同一官署内における異動若しくは職務内容の変更等の直前に配偶者のない職員であったものとした場合に規則第5条第2項第3号から第6号まで（これらの規定を同項第7号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前2号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

四 検察官であった者又は行政
執行法人職員等であった者か

るものが配偶者を欠くこととなった場合において、当該配偶者を欠くこととなった職員のうち、官署を異にする異動若しくは在勤する官署の移転又は同一官署内における異動若しくは職務内容の変更等（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となったものにあつては当該適用、定年前再任用をされたもの、国際機関等派遣等から職務に復帰したもの、交流採用をされたもの又は休職から復職したものにあつては当該定年前再任用、復帰、交流採用又は復職）の直前に配偶者のない職員であったものとした場合に規則第5条第2項第3号から第7号まで又は前2号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

四 検察官であった者又は行政
執行法人職員等であった者か

ら人事交流等により引き続き
俸給表の適用を受ける職員と
なった者のうち、検察官又は
行政執行法人職員等としての
在職を俸給表の適用を受ける
職員としての在職と、その間
の勤務箇所を給与法第12条
の2第1項若しくは第3項、
規則第5条第2項第2号から
第6号まで（これらの規定を
同項第7号の規定により読み
替えて適用する場合を含む。
以下この項において同じ。）

又は前3号の官署とみなした
場合に、当該人事交流等によ
り俸給表の適用を受ける前か
ら引き続き給与法第12条の
2第1項若しくは第3項（同
項に規定する人事院規則で定
める職員に係る部分を除
く。）、規則第5条第2項第
2号から第6号まで又は前3
号に規定する職員たる要件に
該当することとなる職員

五 定年前再任用をされた職
員、国際機関等派遣等から職

ら人事交流等により引き続き
俸給表の適用を受ける職員と
なった者のうち、検察官又は
行政執行法人職員等としての
在職を俸給表の適用を受ける
職員としての在職と、その間
の勤務箇所を給与法第12条
の2第1項、規則第5条第2
項第2号から第6号まで又は
前3号の官署とみなした場合
に、当該人事交流等により俸
給表の適用を受ける前から引
き続き給与法第12条の2第
1項、規則第5条第2項第2
号から第6号まで又は前3号
に規定する職員たる要件に該
当することとなる職員

五 定年前再任用をされた職
員、国際機関等派遣等から職

務に復帰した職員又は休職から復職した職員のうち、定年前再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条の2第1項若しくは第3項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までの官署とみなした場合に、定年前再任用（直近のものに限る。）又は当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き給与法第12条の2第1項若しくは第3項（同項に規定する人事院規則で定める職員に係る部分を除く。）、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までに規定する職員たる要件に該当することとなる職員

五の二 人事院規則8—12

（職員の任免）第42条第2項の規定により同項第3号に

務に復帰した職員又は休職から復職した職員のうち、定年前再任用の直前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所、国際機関等派遣等の期間中の勤務箇所又は休職の期間中の勤務箇所を給与法第12条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までの官署とみなした場合に、定年前再任用（直近のものに限る。）又は当該職務への復帰若しくは休職からの復職前から引き続き給与法第12条の2第1項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までに規定する職員たる要件に該当することとなる職員

（新設）

掲げる官職に任期を定めて採用された職員が、その任期の満了後に引き続いて国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。次号において「育児休業法」という。）第7条第1項の規定により任期を定めて採用された場合（当該採用により処理する同項に規定する業務が当該職員の同号に規定する業務と同一である場合に限る。）において、当該任期の満了前の職員としての引き続く在職期間中の勤務箇所を給与法第12条の2第1項若しくは第3項、規則第5条第2項第2号から第6号まで又は第1号から第3号までの官署とみなした場合に、当該任期の満了前から引き続き給与法第12条の2第1項若しくは第3項（同項に規定する人事院規則で定める職員に係る部分を除く。）、規則第5条第2項第2号から第6号まで又

は第1号から第3号までに規定する職員たる要件に該当することとなる職員

六 単身赴任手当の支給を受けている配偶者（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するもの、定年前再任用をされた配偶者、国際機関等派遣等から職務に復帰した配偶者又は休職から復職した配偶者で第5号に掲げる職員に該当するもの及び育児休業法第7条第1項の規定により任期を定めて採用された配偶者で前号に掲げる職員に該当するものを含む。以下この号において同じ。）が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員と

六 単身赴任手当の支給を受けている配偶者（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するもの、定年前再任用をされた配偶者及び国際機関等派遣等から職務に復帰した配偶者又は休職から復職した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものを含む。以下この号において同じ。）が官署を異にする異動又は在勤する官署の移転（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するものにあつては当該適用、定年前再任用をされた配偶者、国際機

なった配偶者で第4号に掲げる職員に該当するものにあつては当該適用、定年前再任用をされた配偶者、国際機関等派遣等から職務に復帰した配偶者又は休職から復職した配偶者で第5号に掲げる職員に該当するものにあつては当該定年前再任用、復帰又は復職、育児休業法第7条第1項の規定により任期を定めて採用された配偶者で前号に掲げる職員に該当するものにあつては当該採用。以下この号において同じ。)に伴い職員が居住する住居に転居した日(その日が当該異動又は官署の移転の日から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署への勤務を開始すべきこととされる日までの間にある場合に限る。)と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居

関等派遣等から職務に復帰した配偶者又は休職から復職した配偶者で前号に掲げる職員に該当するものにあつては当該定年前再任用、復帰又は復職。以下この号において同じ。)に伴い職員が居住する住居に転居した日(その日が当該異動又は官署の移転の日から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署への勤務を開始すべきこととされる日までの間にある場合に限る。)と同日の異動等に伴い住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動等の直前の住居から当該異動等の直後に在勤する官署に通勤することが規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの(規則第5条第2項第2号又は第5号の人事院が認める職員を含む。)(当該日の同一官署内における異動又は職務内容

から当該異動等の直後に在勤する官署に通勤することが規則第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（規則第5条第2項第2号又は第5号（これらの規定を同項第7号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の人事院が認める職員を含む。）（当該日の同一官署内における異動又は職務内容の変更等に伴い職務の遂行上住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務総長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員。ただし、当該配偶者が単身赴任手当の支給を

の変更等（検察官であった者又は行政執行法人職員等であった者から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者）にあつては当該適用、定年前再任用をされた者にあつては当該定年前再任用）に伴い職務の遂行上住居を移転することにより引き続き当該配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は職務内容の変更等の直後の職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと事務総長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員又は満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員。ただし、当該配偶者が単身赴任手当の支給を受ける場合を除く。

受ける場合を除く。

規則第7条関係

1 単身赴任届の様式は、別紙第1のとおりとする。ただし、各庁の長（給与法第7条に規定する各庁の長又はその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、単身赴任手当の支給に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによることができる。

2・3 (略)

4 第3項の「人事院が定める場合」は、規則第9条関係第3項の規定の適用を受ける職員が引き続き俸給表の適用を受けるとなる場合（各庁の長を異にして俸給表の適用を受けるとなる場合を除く。）とする。

5 単身赴任届は、職員が併任されている場合には、本務庁に届け出るものとする。

6 (略)

規則第8条関係

1 単身赴任手当認定簿の様式

規則第7条関係

1 単身赴任届の様式は、別紙第1のとおりとする。ただし、各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）は、単身赴任手当の支給に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これによることができる。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

4 (略)

規則第8条関係

1 単身赴任手当認定簿の様式

は、別紙第2のとおりとする。
ただし、各庁の長は、単身赴任手当の支給に関し支障のない範囲内で、様式中の各欄の配列を変更し又は各欄以外の欄を設定する等当該様式を変更し、これ
によることができる。

(削る)

2 (略)

3 各庁の長は、職員に給与法第12条の2関係第2項第4号、規則第2条関係第2項第8号若しくは規則第5条関係第3項第2号、第4項第11号若しくは第5項第2号に掲げる事情があると認め、又は職員が規則第3条関係第2項第3号に掲げる場合に該当すると認めるに当たっては、あらかじめ事務総長に協議するものとする。

規則第9条関係

1・2 (略)

は、別紙第2のとおりとする。

2 前項に規定する単身赴任手当認定簿の様式については、規則第7条関係第1項ただし書に規定する単身赴任届の様式の例に準じて取り扱うものとする。

3 (略)

4 各庁の長は、職員に給与法第12条の2関係第2項第3号、規則第2条関係第2項第8号若しくは規則第5条関係第3項第2号、第4項第11号若しくは第5項第2号に掲げる事情があると認め、又は職員が規則第3条関係第2項第3号に掲げる場合に該当すると認めるに当たっては、あらかじめ事務総長に協議するものとする。

規則第9条関係

1・2 (略)

3 規則第9条第1項の「人事院

(新設)

が定める場合」は、単身赴任手
当を受けている職員で離職の日
又はその翌日（当該翌日が行政
機関の休日（行政機関の休日
に関する法律（昭和63年法律第
91号）第1条に規定する行政
機関の休日をいう。以下この項
において同じ。）に当たるとき
は、当該翌日後において当該翌
日に最も近い行政機関の休日
でない日を含む。）に引き続き俸
給表の適用を受けることとなる
職員（当該適用の時点で、給与
法第12条の2第1項又は第3
項の職員たる要件を具備してい
る職員に限る。）が当該離職の
みを理由として、給与法第12
条の2第1項又は第3項の職員
たる要件を欠くに至る場合と
し、規則第9条第1項の「人事
院が定める日」は、当該職員が
俸給表の適用を受けることと
なった日とする。

4 規則第9条第1項ただし書

（同条第2項において準用する

3 規則第9条第1項ただし書

（同条第2項において準用する

場合を含む。)の「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、給実甲第580号(扶養手当の運用について)規則第5条関係第3項及び第4項の規定の例によるものとする。

別表

(略)

那覇空港～新石垣空港

備考 (略)

別紙第1

記入上の注意

1～4 (略)

5 新たに俸給表の適用を受けることとなった者又は国際機関等派遣等から職務に復帰した者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「復帰」若しくは「復職」と読み替えて記入する。

場合を含む。)の「15日」の期間及び「届出を受理した日」の取扱いについては、給実甲第580号(扶養手当の運用について)給与法第11条の2及び規則第3条関係第3項及び第4項の規定の例によるものとする。

別表

(略)

那覇空港～石垣空港

備考 (略)

別紙第1

記入上の注意

1～4 (略)

5 検察官若しくは行政執行法人職員等から人事交流等により引き続き俸給表の適用を受けることとなった者又は定年前再任用(暫定再任用を含む。)をされた者、国際機関等派遣等から職務に復帰した者、交流採用をされた者若しくは休職から復職した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」又は「再任用」、「復帰」、「交流

6・7 (略)	<u>採用</u> 」若しくは「復職」と読み替えて記入する。 6・7 (略)
---------	---

以 上